

第 522 回岡山地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和 8 年 8 月 6 日（木曜日）午後 4 時 20 分～
- 2 場 所 岡山県岡山市北区下石井 2-6-41
ピュアリティまきび 3 階 橘
- 3 出席者
- | | |
|------------|---|
| 公益代表委員 | 岡 山 一 郎
片 山 裕 之
佐々木 裕 子
西 田 和 弘 |
| 労働者代表委員 | 児 玉 智 勝
櫻 井 正 巳
高 山 伸 男
村 上 達 哉
吉 井 哲 也 |
| 使用者代表委員 | 石 黒 和 之
佐 野 嘉 郎
鶴 海 元
錦 織 勝 輝
西 谷 治 朗 |
| 事務局 岡山労働局長 | 森 實 久美子 |
| 労働基準部長 | 佐 藤 明 士 |
| 賃 金 室 長 | 宮 本 洋 子 |
| 賃 金 指 導 官 | 森 井 顕 二 |
| 労災補償監察官 | 木 村 弘 之 |
| 監 察 監 督 官 | 金 武 邦 洋 |

4 議 事

森井指導官

ただ今から、第 522 回岡山地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は公開にて行います。

参加者の皆様におかれましては、スマートフォン等、音の出る機器については、電源をお切りになるか、マナーモードに設定いただきますようお願いいたします。

まず、定足数について報告申し上げます。

本日は、公益委員の長谷川委員が欠席されておられますが、他の委員の 14 名が出席されておりますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数を満たしていることを報告いたします。

では、本日御審議いただく事項につきまして説明いたします。

- 1 岡山県最低賃金額の審議について
- 2 今後の審議日程について
- 3 その他

でございます。

それでは会長、よろしくお願いいたします。

西田会長

皆様、大変暑い中御苦勞様でございます。

専門部会委員の皆様におかれましては、引き続きの御参加となり、また、専門部会委員以外の方につきましては待機をしていただきましてありがとうございます。

本日の審議会は、公労使の三者が揃い公開としております。

それでは、付議事項の 1 「岡山県最低賃金額の審議」について、岡山県最低賃金専門部会の部会長から報告してください。

片山部会長

それでは、私の方から岡山県最低賃金額の審議について報告いたします。

(部会長より会長に報告文を手渡す)

(事務局、報告文の写しを各委員に配布)

片山部会長

それでは、報告させていただきます。

岡山県最低賃金専門部会として、7 月 30 日に第 1 回の専門部会を開催し、通算 5 回の審議を行い、本日、8 月 6 日に結審いたしました。

金額審議に当たりましては、まず、最低賃金と生活保護との整合について、中央最低賃金審議会答申の考え方に則り、岡山県最低賃金と生活保護費を比較し、令和 7 年 12 月 1 日発効の岡山県

最低賃金は、生活保護費を上回っていることを確認いたしました。

また、金額審議に際しては、①労働者の生計費、②労働者の賃金水準、③企業の賃金支払能力を総合的に考慮して、さらに中央最低賃金審議会の目安答申、県内の企業活動と労働者の実情を踏まえ、改定額について審議を行いました。労使の間で意見の相違があり、合意には至らず、時間額 1,104 円、引上げ額 57 円を公益委員見解として提示いたしました。

公益委員見解の根拠を説明いたします。

中央最低賃金審議会においては、昨年に比べ、消費者物価上昇率が鈍化していること。春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が、昨年に続き高い状況となっていること。売上高経営利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していることなど、法定 3 要素を始め、各種指標を総合的に検討した結果、B ランク 56 円という目安額が示されました。

岡山県最低賃金専門部会においては、昨年に続き、大きな伸びを示した今期の春闘状況、生計費、経済概況など、様々な要素に基づき検討した結果、岡山県においても中賃から示された 56 円を基準とすることは妥当であると判断いたしました。

その上で、労使双方の歩み寄りにより、1 円上乗せした 57 円が妥当であると判断いたしました。

ただ今、説明いたしました公益委員見解を労働者側委員、使用者側委員にお示したところ、双方から異議がなく、全会一致での結論を得ることができました。

発効日は法定発効といたしました。

また、今年度の報告文の作成に当たり、専門部会の審議を踏まえ、「生産性向上・経営支援のための業務改善助成金を始めとした各種助成金について、事業者が利用しやすいものにしたり、早期交付決定に向けて整備を図ること。価格転嫁取引適正化の徹底に向けて具体的な取組を実践すること。いわゆる年収の壁、社会保険に関する壁に関して新たな制度設計、支援強化パッケージにより労働者、事業者への取組を充実させること。」などを追記することについても委員の皆さんの確認を得て、これも含め報告書といたしました。

西田会長

では、事務局から報告文を読み上げてください。

宮本室長

報告文を読み上げさせていただきます。

(報告文の読み上げ)

西田会長

ただ今の説明について質疑・意見がありますか。

(特になし)

西田会長

専門部会において全会一致で結審しましたので、「審議会は、あらかじめその決議するところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」との最低賃金審議会令第6条第5項が適用され、すでに決議されております。審議会会長として岡山労働局長に答申文をお渡しすることといたします。
事務局は答申文(案)を配布してください。

(事務局、答申文(案)を、各委員に配布)

西田会長

事務局から答申文(案)を読み上げてください。

宮本室長

それでは答申文(案)を読み上げさせていただきます。

(答申文(案)の代読)

西田会長

ただいまの答申文(案)について、御異議がありますか。

(異議なし)

西田会長

御異議がないようですので、この内容で(案)を取り、番号を付して局長あて答申することといたします。
番号は岡賃審第21号となります。
それでは、答申文をお渡しさせていただきます。

(会長より局長へ、答申文を手渡す)

宮本室長

答申をいただきましたので、局長から一言お礼を申し上げます。

森實局長

ただ今、会長から岡山県最低賃金の改正決定に係る審議結果につきまして、答申をいただきました。
委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また、大変暑い中、集中的に、丁寧に御審議いただきましてありがとうございました。

今後、異議の申出等に係る必要な手続を経た後、発効に向けて作業を進めてまいります。

また、労働局といたしましては、生産性向上に取り組む中小企業に対する支援ですとか、価格転嫁に向けた取組の強化等について、厚生労働本省、また、関係省庁に対して働きかけを行っていくと共に、私どもとして対応できることについてはきちんと対応してまいりたいと考えております。

引き続き、

御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

西田会長

それでは、ただ今の答申をもって、本年度の岡山県最低賃金の改正審議を終わります。

続きまして、今後の審議日程について、事務局より説明してください。

宮本室長

今後の審議日程について、説明いたします。

先ほど、会長より岡山労働局長あて、岡山県最低賃金の改正に係る答申をいただきましたので、本日異議の申出に係る公示を行います。公示期間は、8月21日金曜日までとなります。異議の申出がありますと、異議の申出に係る審議会を開催することとなります。委員の皆様方には日程の確保についてよろしくお願いいたします。

西田会長

事務局から他に何かありますか。

宮本室長

特にありません。

西田会長

委員の皆様から、何かありますでしょうか。

(特になし)

西田会長

それでは、これをもちまして、第522回岡山地方最低賃金審議会を終わります。

お疲れ様でございました。